

権利保護機能を抜本的に奪う労働法制改悪に反対する決議

- 1 リストラ応援・弱者切り捨ての小泉「構造改革」路線のもと、国民の雇用・生活の破壊が急速に進んでいる。完全失業者は依然として300万人を超え、全労働者に占める非正社員の比率は約35%（その約80%が月額賃金20万円以下）にも上っている。上場企業が毎年過去最高益を更新する一方で、生活が苦しいとした人は国民の6割強、生活苦等による自殺者は6年連続で年間3万人を超えている。
- 2 政府は、2005年3月25日、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画（改定）」を閣議決定したが、同計画には、労働分野の規制緩和策として、事務・技術系労働者への「労働時間規制の適用除外」、解雇紛争の「金銭解決方式」等が盛り込まれている。競争力強化を狙う財界の要求を丸呑みしたものである。
- 3 「労働時間規制の適用除外」は、米国のホワイトカラーイグゼンプションを模倣したものであって、事務・技術系労働者について、現行の1日8時間労働制等の労働時間規制を全面的に撤廃しようというものである。これにより企業は、いくら働かせても残業代の支払いが不要となり、「成果業績主義」による締め付けともあいまって、長時間労働の歯止めが全くない状態がつくられる。年間3000時間を超えて働いている人が6人に1人、過労死認定が年間150件を超えているわが国において、最低基準たる労働時間規制さえも撤廃するなどというのは論外の暴挙である。
- 4 「金銭解決方式」は、使用者のなした解雇について裁判所が無効と判断した場合でも、使用者側が一定の金銭を提供すれば、雇用関係を解消できるようにするものである。違法解雇を「金」で合法化し、勤労の権利を「金」で奪い取るものにほかならない。この「金銭解決方式」は、一昨年（2003年）の労基法「改正」の際にも導入が目論まれたが、「金で首切り合法化は許さない」という各界からの強い反対により法案化が見送られた経緯がある。今回、より一層の雇用流動化を求める財界の強い要求により、再度、浮上したものである。
- 5 本年4月、厚生労働省の「今後の労働契約法制のあり方に関する研究会」が「中間とりまとめ」を行い、解雇紛争の「金銭解決方式」や使用者からの一方的労働条件切り下げを可能にする制度（雇用継続型契約変更制度）を含む労働契約法制の整備を行う方向を打ち出した。さらに同省は、「労働時間規制の適用除外」をはじめとする労働時間法制抜本見直しのための研究会を設置し、それぞれ07年国会への法案提出を目指しているという。
- 6 これらの労働法制改悪は、財界要求に基づき、労働者の生活や権利を犠牲にして企業のさらなる収益確保に便宜を図るものにほかならず、財界の「改憲」戦略ないし「国づくり」策動にひたすら奉仕するものである。しかも、それは、労働者の権利保護を目的として強行法規性を基本とする労働法制の機能を抜本的に奪うものであって、「勤労条件に関する基準を法律で定める」（27条2項）としている憲法の趣旨すら没却するものといわざるを得ない。
- 7 私たちは、このような財界要求丸呑みの労働法制改悪に断固として反対し、憲法が保障する労働者の生活と権利が真に生かされる労働法制の実現に向けて、全力で取り組むものである。

2005年5月23日

自由法曹団山形研究討論集会